

令和5年度

第3回 農業委員会総会議事録

静岡市農業委員会

第 3 回 総 会 議 事 録

1 開催日時 令和5年6月16日(金)午後2時半から午後4時

2 開催場所 ペガサート6階プレゼンテーションルーム

3 出席委員(18人)

会長 14番 徳田 雅亮

会長職務代理者(副会長) 12番 鈴木 茂樹

委員 1番 赤堀 岳子 2番 天野 清晴 3番 内野 清己

4番 海野 光祥 5番 遠藤 公夫 6番 大石 泰子

7番 大塚 師輝 9番 勝谷ふみ代 10番 小村 寿文

11番 佐藤 操 13番 塚本 剛弘 15番 深井 暁美

16番 堀場 正明 17番 美尾 明 18番 望月 均

19番 森田 早苗

4 欠席委員 8番 小笠原 悟

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案書13号 農業経営基盤強化法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第14号 農業経営基盤強化法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第3条第2項の規定による買入れ協議の要請について

議案第15号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第16号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第17号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第18号 非農地証明申請について

議案第19号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の承認について

議案第20号 令和6年度農林関係税制改正に関する要望について

報告第11号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第12号 農地法第4条第1項第7号及び同法第5条第1項第6号の規定による届出について

報告第 13 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について

報告第 14 号 相続税納税猶予に関する適格者証明願いについて

6 農業委員会事務局職員

事務局長 小川 雅弘、次長 遠藤 能久、次長補佐兼農政係長 長谷川 雅彦、
副主幹 鈴木 康生、主査 望月 小夜、農地利用最適化推進係長 渡邊 貴行、
主任主事 奥津 史郎、主事 大槻 すずか、農地係長 丸山 美咲、主査 大塚 透、
主査 徳田 英臣、主任主事 前島 絵美、主任主事 戸塚 絵美

7 会議の概要

議長 ただいまから、令和 5 年度第 3 回静岡市農業委員会総会を開会いたします。本日
8 番 小笠原 悟委員から欠席の旨、通告がありましたので、ご報告いたします。
出席委員は定数に達しておりますので、総会は成立しております。静岡市農業委員
会総会会議規則第 18 条第 2 項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名さ
せていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 10 番 小村 寿文委員、11 番 佐藤 操委員にお願いいたします。次に委員
の皆様にお願ひがあります。議案等の質疑の際、発言のある方は挙手をお願いしま
す。また、発言の際には議席番号と氏名を宣告のうえ、ご発言ください。それでは、
最初に議案第 13 号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 **【議案第 13 号朗読】**

計画案は 2 ページから 22 ページに記載のとおりでございます。内容につきまして
担当職員から説明させていただきます。

農地利用課 説明いたします。令和 5 年 6 月 22 日に公告を予定している農地中間管理事業、
及び利用権設定促進事業について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法
律附則第 5 条第 1 項の規定により、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画
を定めなければならないとされているため、農業委員会に審議をお願いするもので
す。今回の農用地利用集積計画案につきましては、2 ページから 22 ページにあり
ますとおりで、貸借契約数は 110 件です。まずは農地中間管理事業です。今回の農
地中間管理事業による集積計画案につきましては、2 ページから 19 ページにごさ
いますとおりで、貸借契約数としては 96 件 149,291.52 m²になります。集積計画書
の表ですが、左側から、整理番号、地区名、貸し手の住所氏名、借り手の住所氏名、
経営面積、農業従事者数、契約する土地の地番、現況地目、面積があり、利用権の

種類、土地利用の作目、契約年数、契約期間、賃借料が記載してあり、一番右の欄は、中間管理での貸借が新規か更新かを示しております。また、別添の資料1として、賃借年数との面積の内訳表、総括表がありますので、そちらも併せてご覧ください。年数、作物、貸借の種類別の面積を記載しています。参考として欄外には前年同時期の公告の集積面積等を記載しております。以上が農地中間管理事業の説明となります。続いて利用権設定促進事業です。20 ページをご覧ください。利用権設定促進事業は出し手と受け手の申し出により利用権を設定する、いわゆる個人対個人の農地の貸借契約です。今回の利用権設定促進事業にかかる集積計画案につきましては、20 ページから 22 ページの 14 件 22,598 ㎡です。こちらについても、資料1の裏面に利用権設定の事業ごとの面積の内訳表、総括表がありますので、併せてご覧ください。年数、作物、貸借の種類別の面積を記載しています。中間管理事業と同様、欄外には参考までに前年同時期の公告の集積面積を記載しております。まとめますと、農地中間管理事業、及び利用権設定促進事業合計 110 件 171,889.52 ㎡となります。以上、農用地利用集積計画案の説明とさせていただきます。

議 長
事 務 局

次にただいまの説明に関連し、事務局から補足説明をお願いします。

ただいま説明のありました農用地集積計画は、改正前の農業経営基盤強化法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議 長

これより、質疑に入ります。職員からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

議 長

発言もないようですので、議案第13号について、原案のとおり決定してよいでしょうか。

(異議なし)

議 長

議案第13号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第14号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長

【議案第14号朗読】

内容は24ページから29ページに記載のとおりでございます。内容につきまして担当職員から説明させていただきます。

事 務 局

説明いたします。買入れ協議の制度における市長への買入れ協議の要請は、地権者から農地を売りたいという申し出があった場合、農業委員会が認定農業者に農地を利用集積するため、農地中間管理機構が一旦買い入れることが必要であると認め、

市長から所有者と農地中間管理機構で買入れについて協議してくださいということをご地権者に通知していただくものです。この買入れ協議の通知は買入れ協議制度を適用する場合の必須条件となっています。制度の対象となる農地は青地のみで、受け手は認定農業者となります。買入れ協議が成立すると、地権者は1,500万円の譲渡所得税の特別控除が受けられます。それでは議案の説明に入ります。今回の買入れ協議は2件ございます。議案書の24ページ、25ページに記載のものが1件、26ページから27ページに記載のものが1件となります。それぞれ、あっせん申出書と申し出の農用地になっており、28ページと29ページについては、議案承認後の農業委員会から市長あてに出す買入れ協議要請になります。申出2件にかかる農地は、県営畑地帯総合整備事業の地区になります。申し出の理由として、1件目の申出者は、農業を営んでおりますが、昨年ケガや体調不良に見舞われ、これまでのように農業に従事できなくなってしまったことから規模縮小を図りたいとのことです。2件目の申請者は、元々農業を営んでおらず当該農地は現在貸付を行っております。申請者には子どもが2人おりますが、今後も農業を行う意思はないことから農地を処分したいとの理由からの申出となっております。以上、2件の農地は、周辺地域の農地の利用の現況や、将来の見通し等からみて、効率的かつ安定的な農業経営を営む認定農業者に利用集積すべきであり、農地中間管理機構による買入れが必要と認められるものとして、買入れ協議の要請を市長あてに行うものです。説明は以上です。

議長 これより、質疑に入ります。職員からの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

議長 発言もないようですので、議案第14号について、原案のとおり決定してよいでしょうか。

(異議なし)

議長 議案第14号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第15号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 **【議案第15号朗読】**

申請は31ページから33ページに記載のとおり15件でございます。

議長 この議案の中に出席委員に関する案件がありますので、まず初めに、整理番号23番、24番を審議します。農業委員会等に関する法律に議事参与の制限が規定さ

れていますので、委員は一時退席をお願いします。

(委員 退席)

議長 それでは、地区審査を行いました1班から、担当職員の内容説明と、班長の審査結果の説明をお願いします。

事務局 1班です。整理番号23番、駿河区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、贈与による所有権移転の申請です。申請事由ですが、譲受人は自家消費分の作物を耕作するため、譲渡人は要望に応えるということで申請に及びました。申請地を農地として適正に管理する旨の耕作管理計画書も提出されています。整理番号24番、駿河区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、贈与による所有権移転の申請です。申請事由ですが、譲受人は自家消費分の作物を耕作するため、譲渡人は要望に応えるということで申請に及びました。申請地を農地として適正に管理する旨の耕作管理計画書も提出されています。

2番 以上、職員から説明がありました2件については、1班としては許可相当と判断しました。ご審議よろしく願いいたします。

議長 これより、質疑に入ります。地区審査会の説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

12番 新規ということで、今年度からの下限面積の撤廃に関連した申請について、申請者について適正であると判断する理由についてお聞きしたい。

事務局 今回の整理番号23、24番の所有者は同じで譲受人は別になるが、双方で以前より耕作はされている申請となります。今年度より耕作計画書にて確認し、誓約書の提出もされています。

12番 大きい面積でも小さい面積でも同じ扱いですか。

事務局 1,000㎡未満の場合の耕作に対しては、耕作計画書の提出になり、自家消費等の耕作の場合は売上や収益の記載は特にありませんが1,000㎡以上の場合には営農計画書の提出や聞き取りなどで確認していきます。

12番 今までの新規就農者は農家創設ということで現地調査をしていたがどういう扱いになりますか。

事務局 このあとの申請でも説明がありますが、1,000㎡以上の新規就農者には聞き取りや現地調査を行っていきます。

2番 私たち委員が心配する気持ちも分かるが、小さい農地で営農していくことは今後ある程度の善意を理解していくしかないと思います。

議長 発言もないようですので、議案第 15 号の整理番号 23 番、24 番について、原案のとおり決定してよいでしょうか。

(異議なし)

議長 議案第 15 号の整理番号 23 号、24 号は、原案のとおり決定いたしました。一時退席中の委員には、自席にお戻りいただきます。

(委員 着席)

議長 それでは、議案第 15 号の整理番号 23 番、24 番以外について、地区審査を行いました各班から、担当職員の内容説明と、班長の審査結果の説明をお願いします。

事務局 1 班です。整理番号 25 番、駿河区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、贈与による所有権移転の申請です。申請事由ですが、所有する農地を親から子へ贈与するものです。整理番号 26 番、駿河区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で賃借権設定の申請です。新規就農での申請となります。申請事由ですが、譲り受け人は 9 年前から、申請地である叔父の農地を手伝い、耕作をしていました。近年は譲り受け人が中心となりパパイヤやベビーリーフ、パクチー、空心菜などを耕作しています。生産量が増え、今回正式に賃貸借契約を結び、譲り受け人が独立して耕作をすることとなったため申請に及びました。農協が実施する講習等にも参加し、これまでの経験をもとに営農計画書も提出されています。整理番号 27 番、清水区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、贈与による所有権移転の申請です。申請事由ですが、譲り受け人は経営規模を拡大するため、親類である譲り渡し人は要望に応えるということで申請に及びました。説明は以上です。

2 番 ただいま職員から説明がありました整理番号 25 番、27 番につきましては、1 班としては許可相当と判断しました。整理番号 26 番につきましては、地区審査会で現地調査及び現地での聞き取り調査を行いましたので、報告します。譲り受け人は静岡市内でタイ料理店を営んでおり、そこで提供する料理に使用する食材を自家栽培したいと考え、9 年前から叔父が所有する農地を手伝う形で農作業への従事を開始しました。今回正式に賃貸借契約を結び、独立したいと考え申請に及んだとのこと。作付け作物はタイ料理で使用されることの多い、青パパイヤやベビーリーフ、パクチー、空心菜などです。自分と息子が料理人で、なぜ耕作をするのかと理由を聞いたところ、朝採れた野菜がその日のうちに食べられるということで非常においしいと評判が広まり、安定した売り上げが確保できているとのことでした。以

上のことから、整理番号26番について、1班としては許可相当と判断しました。ご審議よろしく申し上げます。

事務局

2班です。整理番号28番、清水区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、贈与による所有権移転です。申請事由ですが、所有する農地を親から子へ贈与するものです。整理番号29番、清水区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、売買による所有権移転です。申請事由ですが、譲受人は規模拡大により、譲渡人は農業廃止するとのことです。整理番号30番、清水区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、売買による所有権移転です。申請事由ですが、譲受人は規模拡大により、譲渡人は要望に応ずるとのことです。整理番号31番、清水区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、贈与による所有権移転です。申請事由ですが、隣接農地を所有している譲受人は受贈により、譲渡人は贈与するとのことです。整理番号32番、清水区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、売買による所有権移転です。申請事由ですが、隣接農地を所有している譲受人は経営規模拡大により、譲渡人は経営規模縮小するとのことです。整理番号33番、清水区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、売買による所有権移転です。申請事由ですが、譲受人は経営規模拡大により、譲渡人は要望に応ずるとのことです。

1番

以上、職員から説明がありました6件については、2班としては許可相当と判断しました。ご審議よろしくお願いたします。

事務局

3班です。整理番号34番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、贈与による所有権移転の申請です。申請事由ですが、所有者は、相続により農地を取得しましたが、耕作継続が困難になったため、引き継いでくれる人を探していたところ、隣接地に茶工場を所有する申請者と話がまとまり申請に及びました。申請者は、近隣農家を10年以上手伝い、農機具も所有しており、そのまま引き次いで耕作をする予定です。営農計画書も提出されております。整理番号35番の葵区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑、田です。使用貸借による権利の設定です。所有者は、高齢となったため、所有する農地を子に経営移譲するものです。申請者は、従来から父の農業を手伝っておりましたが、本格的に経営を引き継ぐため、昨年から同居し、そのまま引き次いで耕作をする予定です。農林短大卒業後、農業高校で実習助手を務めるなど経験を積み、農園でイチゴの研修経験もあり、営農計画書も提出されております。また、青年等就農計画認定申請

も市へ認定申請がされています。整理番号 36 番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、売買による所有権の移転です。申請事由ですが、譲受人は、自家消費分のため、譲渡人は、要望に応えるということで申請に及んだものです。整理番号 37 番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、贈与による所有権の移転です。申請事由ですが、受贈者は、隣地で耕作しており、父の知人である贈与者が要望に応えることで話がまとまり、申請に及んだものです。

- 15 番 以上、職員から説明がありました 4 件については、3 班としては許可相当と判断しました。ご審議よろしくお願ひいたします。
- 議 長 これより、質疑に入ります。地区審査会の説明について、発言のある方は挙手をお願いします。
- 7 番 整理番号 29 番について、地図をみると狭い農地で進入路も狭いが何を耕作しますか。葵区から清水区まで通うのは大変だと思いますがいかがですか。
- 事務局 この農地はポポーを作ると聞いています。
- 2 番 ポポーは日持ちがしないので大変だと思うが販路はありますか。
- 事務局 販路は確認していません。兼業であり、バイパスを使って通うとの事です。
- 7 番 進入路も狭いが耕作はできるのですか。
- 10 番 コンビニの駐車場の隣だと思うが進入路も狭いと思います。
- 事務局 入口は狭いが、手動の機械であれば入っていただけます。となりの寺にも車を置かせてもらう了承は得ているそうです。
- 議 長 整理番号 26 番は耕作者が 5 人いる様だが、誰が耕作しますか。
- 事務局 朝は毎日、父親、息子夫婦が畑に行く。耕作専属でやっている従業員もいるそうです。
- 2 番 かなり本格的にやっている印象を受けました。料理店でもっとおいしいものを提供していきたい。今後も拡大していきたいと言われていた。
- 議 長 発言もないようですので、議案第 15 号の整理番号 23 番、24 番以外について、原案のとおり決定してよいでしょうか。
- (異議なし)
- 議 長 議案第 15 号の整理番号 23 番、24 番以外について、原案のとおり決定いたしました。したがって、議案 15 号は全て原案のとおり決定いたしました。
- 次に、議案第 16 号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします

す。

事務局長 **【議案第 16 号朗読】**

申請は 35 ページに記載のとおり 1 件でございます。

議 長 それでは、地区審査会を行いました 2 班から、担当職員の内容説明と、班長の審査結果の説明をお願いします。

事 務 局 2 班です。整理番号 3 番、清水区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は、普通畑で駐車場として使用したいための許可申請です。申請事由ですが、隣接地に、環境公害防止機器の設計・施工・メンテナンス業の作業所・倉庫が建設されているが、手狭のため駐車場及び資材置き場として使用したい。農地区分は第 2 種農地と判断されます。隣接農地への被害防除、排水等については、特に問題ないと思われま。代替性についても検討され、転用面積も適当と思われま。

1 番 以上、職員から説明がありました 1 件については、2 班としては許可相当と判断しました。

議 長 これより、質疑に入ります。地区審査会の説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

議 長 発言もないようですので、議案第 16 号について、原案のとおり決定してよいでしょうか。

(異議なし)

議 長 議案第 16 号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第 17 号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 **【議案第 17 号朗読】**

申請は 37 ページから 38 ページに記載のとおり 10 件でございます。

議 長 この議案の中に出席委員に関する案件がありますので、まず初めに、整理番号 18 番を審議します。農業委員会等に関する法律に議事参与の制限が規定されていますので、委員は一時退席をお願いします。

(委員 退席)

議 長 それでは、地区審査を行いました 3 班から、担当職員の内容説明と、班長の審査結果の説明をお願いします。

事 務 局 3 班です。整理番号 18 番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑です。売買による所有権の移転です。申請人は、土木建設業を営んでいる

法人です。申請事由ですが、申請人は公共工事の発注の増加により、資材置場が不足しており隣地を拡大したく申請に及びました。農地区分は第2種農地と判断されます。被害防除、排水等については特に問題ないと思われます。周囲の関係各所については説明し了承を得ているとのこと。

15番 以上、職員から説明がありました1件については、3班としては許可相当と判断しました。

議長 これより、質疑に入ります。地区審査会の説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

4番 整理番号18番は細長い農地だが、入口はどうなりますか。以前現地調査したところですか。

事務局 令和4年度第6回に現地調査した申請地の横になります。今回は敷地の拡張の申請です。

議長 発言もないようですので、議案第17号の整理番号18番について、原案のとおり決定してよいでしょうか。

(異議なし)

議長 議案第17号の整理番号18番は、原案のとおり決定いたしました。一時退席中の委員には、自席にお戻りいただきます。

(委員 着席)

議長 それでは、議案第17号の整理番号18番以外について、地区審査を行いました各班から、担当職員の内容説明と、班長の審査結果の説明をお願いします。

事務局 1班です。整理番号10番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、売買による所有権移転の申請です。申請人は寺院運営をしている宗教法人です。申請事由ですが、申請地に隣接する霊園の駐車場が現在10台分しかなく、そこに従業員の車も駐車しています。霊園の770区画に対し、駐車場が不足しているため、申請地に職員用の駐車場を増設したいと考え、所有者と話がまとまり申請に及びました。農地区分は、第2種農地と判断されます。代替性も検討され、隣接地への被害防除、排水等については特に問題ないと思われます。整理番号11番、清水区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、売買による所有権移転の申請です。申請事由としては、住宅敷地の拡張です。申請地に隣接する地番について、譲り受け人の住宅がはみ出していることが判明したため、今回非農地証明の申請がなされています。今回の申請地は、住宅がのつては

いないものの、譲り受け人の住宅の区画に入っており、住宅敷地として一体で利用したいため申請に及びました。農地区分は第3種農地と判断されます。隣接地への被害防除、排水等については特に問題ないと思われます。

2番 以上、職員から説明ありました2件につきまして、1班としては許可相当と判断しました。ご審議よろしくお願ひします。

事務局 2班です。整理番号12番、清水区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、残土処分による一時転用です。申請事由ですが、譲受人は残土置き場が不足していることから残土搬出先を探しており、譲渡人は、嵩上げ造成し畑として活用を希望しているためであります。農地区分は第2種農地と判断されます。隣接農地への被害防除、排水等については、特に問題ないと思われます。

1番 以上、職員から説明ありました1件につきまして、2班としては許可相当と判断しました。ご審議よろしくお願ひします。

事務局 3班です。整理番号13番の葵区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、使用貸借による権利の設定です。申請事由ですが、申請者は、本社は、県外で鉄道業を営む法人です。申請者は、静岡市による県道の整備に伴うトンネル工事の掘削土の仮置き場を探しており、所有者の理解が得られた申請地で、事前に地質調査を行うため、一時転用の申請に及んだものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。転用期間は、2ヶ月です。ボーリング調査用の幅3m、奥行き4m、高さ1.5mの櫓を2か所に設置し、ボーリングマシンによる調査を実施します。周囲は仮囲いを設置します。隣接農地への被害防除、排水等については、特に問題ないと思われます。整理番号14番の葵区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、売買による所有権移転の申請です。申請事由ですが、申請者の自宅は、前面道路から1m以上低く、幅員1.8mの道路の階段を使用し進入路としていますが、車が入れず、徒歩で階段をおりて出入りしており、自家用車は近隣に駐車場を借り対応しています。同居する母親が高齢で、自宅からの出入りに不便であるため、以前から、自宅と道路の間の農地を譲ってもらうよう所有者と話をしていたところ今回、話がまとまり申請に及びました。農地区分は、第2種農地と判断されます。道路からの進入路を幅員3mのスロープで確保し、自家用車用駐車場として整備します。隣接農地の被害防除、排水等については特に問題なく転用面積も適当と思われます。整理番号15番の葵区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、売買による所有権移転の申請です。申請事由ですが、申請者は、市

内で建設業を営む法人です。会社が移転し、近隣に資材置場を探していたところ、所有者と話がまとまり申請に及びました。農地区分は、第2種農地と判断されます。アスファルト舗装を施工し、足場材、鉄筋、ホース類を保管するとのことです。隣接農地の被害防除については、周囲は、既存の見切りコンクリートが設置されており、雨水等の排水については問題なく転用面積も適当と思われます。整理番号16番の葵区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、売買による所有権移転の申請です。申請事由ですが、申請者は、町内会です。申請者は、当該地に隣接する神社の管理を行っており、毎年の神社の祭りや地区防災訓練等を境内で実施していました。昨年までは隣接する土地を所有者から必要時に借り受け、各種事業を実施し、本年5月に第3者へ売却され今後の使用が困難となったため、代替地を探していたところ所有者との話がまとまり申請に及びました。農地区分は第2種農地と判断されます。砂利敷とし、祭り用の町内会の資材、神社管理に訪れる町内会住民の駐車・駐輪場及び緊急時の防災拠点としての避難地として使用するとのことです。隣接地に農地はなく、雨水等の排水についても問題なく転用面積も適当と思われます。なお、当該町内会は、認可地縁団体として法人格を取得しているため、町内会としての取得が可能となります。また、町内会の臨時総会において、用地取得について議決され、議事録が添付されています。整理番号17番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、贈与による所有権の移転です。申請事由ですが、自然豊かなこの地に移住を希望しており、知人の紹介で話がまとまり、申請に及んだものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。隣接農地の被害防除、排水等については特に問題なく、代替性も検討されています。整理番号19番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑です。売買による所有権の移転です。申請人は、土木建設業を営んでいる法人です。申請人が公共工事の為の資材置場と建設残土の一時堆積場を探していたところ所有者と話がまとまり、申請に及びました。農地区分は第3種農地と判断されます。盛土の一時堆積には常時250 m³以内高さ2mを保つということで、県盛土条例許可対象外であることは確認済との事です。隣接農地の被害防除、排水等については特に問題ないと思われます。

15番 以上、職員から説明ありました6件につきまして、3班としては許可相当と判断しました。ご審議よろしくお願ひします。

議長 これより、質疑に入ります。地区審査会の説明について、発言のある方は挙手を

お願いします。

18番 整理番号12番について、盛土の問題は大丈夫ですか。残土はどんなものが入りますか。

事務局 公共事業を請負っている業者です。1mの盛土となる。山土、川土を入れ、上に農道の土をかぶせる。境は2割の安全勾配で処理するとの事です。

議長 発言もないようですので、議案第17号の整理番号18番以外について、原案のとおり決定してよいでしょうか。

(異議なし)

議長 議案第17号の整理番号18番以外について、原案のとおり決定いたしました。したがって、議案17号は全て原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第18号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 **【議案第18号朗読】**

申請は40ページに記載のとおり2件でございます。

議長 それでは、地区審査会を行いました各班から、担当職員の内容説明と、班長の審査結果の説明をお願いします。

事務局 1班です。整理番号15番、清水区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は、宅地です。こちらの案件ですが、昭和30年代後半に居宅を建築し、現在に至ります。証明基準2の建築物等が設置されている土地に該当します。令和5年5月29日に、地区担当農業委員立会いのもと現地等を確認していただきました。

2番 以上、職員から説明ありました1件につきまして、1班としては承認することと判断しました。ご審議よろしくをお願いします。

事務局 2班です。整理番号16番、清水区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は、宅地です。こちらの案件ですが、平成19年月日不詳に環境公害防止機器の設計・施工・メンテナンス業の作業所・倉庫及び、その進入路として使用され現在に至ります。証明基準2建築物等が設置されている土地及び3道路敷として利用されている土地に該当します。令和5年5月30日に、地区担当農業委員立会いのもと現地確認していただきました。

1番 以上、職員から説明ありました1件につきまして、2班としては承認することと判断しました。ご審議よろしくをお願いします。

議長 これより、質疑に入ります。地区審査会の説明について、発言のある方は挙手を

お願いします。

議長 ほかにも発言もないようですので、議案第 18 号について、原案のとおり決定してよいでしょうか。

(異議なし)

議長 議案第 18 号は、原案のとおり決定いたしました。
次に、議案第 19 号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 **【議案第 19 号朗読】**

申出は 42 ページに記載のとおり 3 件となります。内容につきましては、担当職員から説明いたします。

事務局 整理番号 9 です。こちらの生産緑地は平成 19 年に指定され、死亡前、主たる従事者は年間約 200 日農業に従事していました。5 月 29 日に地区担当農業委員と、聞き取り及び現地調査を行いました。続きまして、整理番号 10 です。こちらの生産緑地は平成 30 年に指定され、故障前、主たる従事者は年間約 300 日農業に従事していました。5 月 29 日に地区担当農業委員と、聞き取り及び現地調査を行いました。続きまして、整理番号 11 です。こちらの生産緑地は平成 23 年に指定され、死亡前、主たる従事者は年間約 250 日農業に従事していました。5 月 30 日に地区担当農業委員と、聞き取り及び現地調査を行いました。

議長 ただいまの議案第 19 号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 発言もないようですので、議案第 19 号について、原案のとおり承認してもよいでしょうか。

(異議なし)

議長 議案第 19 号は、原案のとおり承認いたしました。
次に、議案第 20 号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 **【議案第 20 号朗読】**

申出は 44 ページから 45 ページに記載のとおりでございます。内容につきましては、担当職員から説明いたします。

事務局 それでは、ご説明します。令和 6 年度 農林関係税制改正に関する要望についてですが、県農業会議への提出期限が今月の下旬となっておりますことから、今回の第 3 回総会にて、要望内容を審議・決定のうえ、県農業会議へ提出したいと考えてお

ります。要望内容につきましては、5月18日の第2回総会終了後に開催しました第1回農政対策会議において、令和6年3月31日に適用期限を迎える農林関係税制の特例措置のうち、本市農業振興に影響があると考えられるものについて、農政対策委員8名の検討・協議により提出案を決定し、先日開催された総会運営委員会でも報告させていただいたところです。詳細につきましては、議案書の44ページをご覧ください。内容としましては、所有する全農地をまとめて農地中間管理機構へ10年以上貸し付けた場合に、一定期間、固定資産税が2分の1控除される特例措置の継続実施を要望するものでございます。この一定期間とは、議案書45ページの参考資料の中段課税軽減の手法にも記載されていますとおり、15年以上の期間で貸し付けた場合には、5年間、10年以上15年未満の期間で貸し付けた場合には、3年間固定資産税が2分の1に軽減されるという内容で、この軽減措置の令和3年、4年での市内適用実績としましては、44ページ中段の活用実績に記載されているとおりになります。説明は以上となります。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

- 議長 　　ただいまの議案第20号について、発言のある方は挙手をお願いします。
- 議長 　　発言もないようですので、議案第20号について、原案のとおり承認してもよいでしょうか。

(異議なし)

- 議長 　　議案第20号は、原案のとおり承認いたしました。
- ここからは報告事項に入ります。
- 報告第11号について、事務局から報告事項の説明をお願いします。

事務局次長 **【報告第11号朗読】**

　　通知は47ページから50ページの23件がございました。内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め書類は完備しておりましたので、受理いたしました。内容につきましては、担当職員より説明いたします。

- 事務局 　　それでは、合意解約について説明させていただきます。整理番号21番と22番、23番は同一の案件です。耕作者が怪我をしたが無理に作業をしたため体調不良になり、合意解約しました。整理番号24番と25番は同一の案件です。耕作者が高齢により規模縮小するため、合意解約しました。整理番号26番と27番から31番は同一の案件です。耕作者が高齢により孫に経営継承するため、合意解約しました。整理番号32番については、中間管理事業に切り替えるため、合意解約しました。整理番号33番については、賃借人が規模縮小するため、合意解約しました。整理

番号 34 番と 35 番、36 番は同一の案件です。耕作者が、新型コロナの影響による集客減により規模縮小するため、合意解約しました。整理番号 37 番と 38 番は同一の案件です。耕作者が規模縮小するため、合意解約しました。整理番号 39 番と 40 番は同一の案件です。耕作者が、お茶の価格の低迷により規模縮小するため、合意解約しました。なお、現在の耕作者により次の耕作者を調整中とのことです。整理番号 41 番、42 番、43 番については、中間管理事業に切り替えるため、合意解約しました。以上でございます。

議 長 　　ただいまの報告第 11 号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議 長 　　よろしいですか。発言がないようですので、報告第 11 号を終わります。次に報告第 12 号について、事務局から報告事項の説明をお願いします。

事務局次長 **【報告第 12 号朗読】**

届出は 51 ページから 56 ページの 53 件がございました。その内訳は、4 条の転用が 16 件、5 条の転用が 37 件で、5 条の転用の内訳としましては、所有権移転が 31 件、賃借権設定が 3 件、使用貸借による権利の設定が 3 件でございます。添付書類も含め書類は完備しておりましたので、受理いたしました。

議 長 　　ただいまの報告第 12 号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議 長 　　発言がないようですので、以上で報告第 12 号を終わります。

次に、報告第 13 号について、事務局から報告事項の説明をお願いします。

事務局次長 **【報告第 13 号朗読】**

届出 58 ページから 59 ページの 34 件がございました。いずれも内容については記載のとおりでございます。書類は完備しておりましたので、受理いたしました。

事 務 局 　　それでは、あっせん希望があった土地について、説明いたします。整理番号 35 から 38 です。場所が確認できる平地の申請地の 3 筆について、あっせん希望がありました。用途区分は、市街化区域になります。事務局で 5 月 2 日に現地調査をしました。申請地の 2 筆については、現地調査時に隣接農地の耕作者に呼び止められ、同人が耕作管理することで届出人と話を進めているとのことでした。ほか 1 筆については、雑木、雑草が生い茂り、農地として利用可能な状態でなかったため、農地としてあっせんできない旨を届出人に伝えました。説明は以上になります。

議 長 　　ただいまの報告第 13 号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議 長 　　発言がないようですので、以上で報告第 13 号を終わります。

次に、報告第 14 号について、事務局から報告事項の説明をお願いします。

事務局次長 **【報告第 14 号朗読】**

申出は 61 ページの 3 件がございました。内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め書類は完備しておりましたので、交付いたしました。なお、詳細につきましては、担当職員から説明いたします。

事務局 それでは、ご説明いたします。こちらは、租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の規定に基づく、納税の猶予を受けるために、相続人が引き続き農業経営を行う者であることを、証明するものです。整理番号 1 は、4 月 27 日、地区担当最適化推進委員と整理番号 2 は、5 月 11 日、地区担当最適化推進委員と整理番号 3 は、5 月 22 日、地区担当最適化推進委員と現地確認を行いました。以上 3 件、当該農地はすべて耕作がされており、相続人は今後も引き続き農業経営を行うと認められる者であったため、適格者証明を交付いたしました。説明は以上です。

議長 ただいまの報告第 14 号について、発言のある方は挙手をお願いします。

14 番 納税猶予は相続した方は若い方ですか。年齢に記載などしたらどうか。期間はどのくらいですか。

事務局 期間は生産緑地以外の市街化区域内的の農地が 20 年、それ以外は終身となっております。

事務局 今後年齢について、説明や記載をさせていただきます。

議長 発言がないようですので、以上で報告第 14 号を終わります。

以上をもちまして、静岡市農業委員会第 3 回総会を閉会いたします。